

第1号議案 顧問の委嘱及び代議員選任(報告)の件

1 顧問の委嘱

- ※ 顧問は、会長が委嘱し、総会に報告する。(規約第9条第1項第4号)
なお、母校の事務局長の職にある者は顧問として委嘱する。

委 嘱 区 分	新 任 者	前 任 者	委 嘱 年 月 日
鹿児島県立短期大学事務局長	鮫 島 秀 久	木 下 利 春	平成30年4月1日付け

2 代議員の選任

- ※ 代議員は、会員の中から役員会の承認を得て会長が選任する。(規約第9条第1項第3号)。
新旧代議員名簿については、ホームページの会員限定に掲載。